

平成24年3月15日（木曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
6 番	高 橋 利 典 君	7 番	渋谷 秀 夫 君
8 番	高 橋 幸 彦 君	9 番	尾 口 慶 悦 君
10 番	色 川 晴 夫 君	11 番	赤 間 洵 君
12 番	太 齋 雅 一 君	13 番	後 藤 良 郎 君
14 番	片 山 正 弘 君	15 番	菅 野 良 雄 君
16 番	今 野 章 君	17 番	阿 部 幸 夫 君
18 番	櫻 井 公 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
企 画 調 整 課 長	小 松 良 一 君
町 民 福 祉 課 長	安 部 新 也 君
産 業 観 光 課 長	阿 部 祐 一 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐々木 千代志 君
水 道 事 業 所 長	丹 野 茂 君
危機管理監兼環境防災班長	櫻 井 光 之 君
総 務 管 理 班 長	佐 藤 進 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	亀 井 純 君
選挙管理委員会事務局長	中 村 寛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 2 4 年 3 月 1 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 議案第 3 4 号 松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について

〃 第 4 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 4 号) について

〃 第 5 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 号) について

〃 第 6 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

〃 第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。高城—————ほか2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番伊賀光男議員、6番高橋利典議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

10番色川晴夫議員、登壇願います。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） おはようございます。よろしくお願いします。

まず最初に、議長にお願いがあります。私の1問目の質問なんですけれども、松島町の景観計画策定事業の進捗と、この下の部分、松島海岸とあります。これを別々に、頭がいいものですから一緒に聞くとこんがらがってしまうので、まず景観のほう、その後に松島海岸と、このようにしてよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） はい。

○10番（色川晴夫君） よろしく願い申し上げます。

それでは、通告書の内容のとおりなんでございますが、平成21年に景観行政団体として知事から承認を得た、そして行政団体になったということから、松島はこの景観が始まったわけでありまして。その後、地域特性に合った景観形成の実現に向けまして、景観計画の策定事業に取りかかったと。そして視察とか、松島町の住民の皆様から代表を公募したり、いろいろな形でワークショップなり、いろいろな会議をすることになりまして、23年1月に中間の案

が私たち議会のほうに提示されました。中間報告では、23年3月に完了しますよということであったわけですが、あのよう3・11の地震がございまして、これが延び延びになっていたということでありました。そして3月28日にこの景観策定の計画が繰越明許となりまして、専決されたわけでありまして、そして、中間報告が出されてから1年が過ぎました。復興計画のもとでいろいろな松島の事業がこれから展開されるわけですが、それに合わせまして景観計画も早急に示していただければと思って、質問しております。

今回の震災は非常に大きい震災でございまして、今解体を盛んにやっておりますけれども、このときが景観計画をつくるに当たり絶好のチャンスだったのではないかなと、そういうことでちょっと遅きに失しているのではないかなというようなことであります。どうしても震災に後始末、これからのことが優先ということは十分わかります。担当者もう手が回らなくて、皆さんどうしたらいいかわからない、もうあっちもこっちも仕事をしなければならないというようなことで今の現状だと思いますので、今後景観計画を策定するに当たり、今後のスケジュール、今後どうなっていくかということをまずお聞きしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず私のほうから総括的なお話をさせていただきたいと思っております。

この景観形成については、議員ご存じのように松島の自然・歴史を持つ独自の景観、そして文化的な伝統、そういったものをこれからも松島として保持して、そしてほかから来られる方にも楽しんでいただくと、そういったところが大きなポイントということでございます。

昨年、途中で終わった部分がありますので、まず計画自体をまとめ上げるという作業が1つあると思います。その後、これは景観づくりに対する地域の方々の参加というのが第一条件になるわけですので、特に海岸地区ということでありましたら海岸駅周辺、そして中央商店街、そして水主町、あとは瑞巖寺周辺につきましてはある程度整備が終わっておりますけれども、そういったものも含めまして、地域のまちづくり組織を立ち上げまして、これは必ずしも景観に限った話ではなくてしまったわけですね、災害がありましたので。そういったものも兼ねる部分もありますけれども、地区ごとでまちづくりの組織を立ち上げて、その中で今後の景観を考えていく。そしてガイドライン、こういうふうにしたらいいいのではないかな、ああいうふうにしたらいいいのではないかなというようなことは役場のほうで提案申し上げ、また場合によっては景観のアドバイザーといったものの派遣等も考えながら、地域の方と考え方を醸成していくということで進めていく流れになろうかと思っております。

詳細については、担当課長のほうから。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 私からは今後のスケジュールということで、現時点での考え方をお話ししたいと思います。

先ほど議員のほうから言われました、要するにやむを得ず繰り越しをさせていただいたということで、その後きょうに至るまでなかなか景観のほうの検討というのができない状況で推移してきたということでございます。それで、景観計画の策定委員会を組織しておりましたので、今年度中に一度これを開催して、今年度は一応区切りをつけたいと考えておりまして、新年度になりましてから6月ごろまでに正式な計画を作成していきたいと考えております。最終的にこの景観計画が機能するのは景観条例を制定してからということになるかと思いますが、これについては当初震災前の予定ですと24年7月ごろをめどに条例制定までの作業をやっていききたいという説明を以前させていただいたかと思うんですけれども、これが単純に1年間ほどスライドせざるを得ないという状況下にあります。極力今までのおくれを取り戻すようこれから頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やむを得ないということは十分わかります。いろいろな状況の中で、なかなかできなかったのだろーと思いますけれども、しかしながら今の状況を見ますと本当にもう建築ラッシュでありますね。そしてその中で今答弁いただきましたが、景観アドバイザーとか策定委員会、景観は6月までやりますよということであります。それで、中間のこれを見ますと、この中に景観審議会を設置していきますよという項目、それから景観アドバイザーの活用ということも載っております。各審議会、観光審議会、建設審議会、いろいろあります。こういうものをするときは、やっぱり審議会の議決、承認を得なければこれは進まないわけであります。そういうことで、この中間報告には景観審議会の設置を検討しますとなっておりますので、まず審議会、私ちょっと記憶にないんですけれども、できたのかどうか、その辺をお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず審議会については、まだ現時点では設置しておりません。これは地方自治法に基づいた、条例に基づいた設置ということで考えておりますので、景観条例制定のタイミングに合わせた形で適切な時期に今後設置していきたいと考えております。

あと、アドバイザーの件でございますが、先ほど町長からも説明がありましたとおり、地域

ごとに検討委員会的な組織をこれから立ち上げたいということで考えております。その中にアドバイザーを配置できればいいなということで、ちなみに今回の復興交付金事業の中に松島地区等復興まちづくり計画策定事業というのがとりあえず国のほうから認められるということになりますので、この中に防災景観計画策定業務というものも予定しております。この業務の中でアドバイザー設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、6月までこの計画は終わらせますよと。やっぱり早急にこういうことは進めていかなければならないということになりますと、その前に審議会を立ち上げなければならないのかなと思います。

そしてアドバイザーですけれども、実はワークショップ、先生方が地域住民の人たちに説明したと。その中には歴史の、元教育長、佐藤先生もいらっしゃいましたが、景観には佐藤先生どうだかわかりませんが、横山先生とかいろいろな方がいらっしゃいましたが、そういう目星とか何とかというのはあるわけですか。それと、やはり景観審議会をあわせて立ち上げなければならないんですけれども、その目安の考えがあったらおっしゃってください。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） アドバイザーの人選については、全くこれからでございます。ただ、景観に造詣の深い方を選考して、委嘱していきたいと考えております。

景観審議会につきましては、とりあえず最初のイメージは景観条例制定、これは25年度になると思います。この前に設置をしたほうがいいのかどうかというのはちょっとこれから検討させていただきたいと思います。この辺も景観計画を進める上でのスキーム、スケジュールをこれからしっかり組み立てていきたいと考えておりますので、その中でしっかり位置づけてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長が、25年度ぐらいまで審議会は立ち上げるよと。ということは、24年度いっぱい計画をつくりながらさらにもんでいくよと、そして条例とか協定とかまでいくのは25年度ですよということでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） そのような考え方でいきたいと思います。震災前の状況から、やはり地震の影響で多少景観の取り組み方についても変わってきているところがございます

ので、その辺も含めてある程度仕切り直しの部分も多少出てくるかと思います。そういった部分をしっかり精査して、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、25年度になると。やっぱり地震の影響というのはいろいろなことで後、後、後と、非常に残念で、しょうがないことなんですけれども、そういうことで先ほども言いましたが、松島海岸地区においては最大の目玉ですよ、町長、景観においては。今解体され、新築ラッシュなわけですよ。そういう中で、今家を建てている進行中のところ、これからもあるんですけれども、今8軒、海岸で建てているんです。8軒。それからもっと、これからすぐに建てるという予定の方がいらっしゃるわけですよ。やっぱり普通の方は家1軒建てるのは一生に1回ですよ。町長の場合は二、三回建てられるかもしれないんですけれども、普通は1回。ということは、やっぱり景観づくりというのは長期のスパンでないとなかなかできないというようなことであります。

それで、今回いろいろな諸事情でこういうふうにしておくれたということになりますので、やっぱり25年度、時間的にぎりぎり頑張ってもそういうふうになるのかなと思いますけれども、住民の方たちも景観については大体認識していると思うんですよ。いろいろな人から聞いているもので。そういう中で、新しく家を建てる人が役場に、担当課にでもいいですけれども、どういった家づくりをしたらいいのかなという相談事とか、役所がそのような情報を得たら「できたらこういった家の形にしていただけませんか」とか、色使いとか、そういうことのご相談とかアドバイスとか、そういうことはなかったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 震災以降、いろいろ被害を受けられた方がとりあえず人の目につく部分だけでもちょっとリフォーム的にやりたいとかという相談がありました。この中にはお店屋さんも含まれておりました。それで、早い時期に松島海岸の中央商店街の方々と景観についての意見交換会をさせていただいた中で、そのときに将来的なイメージの意見交換をさせていただいたんですけれども、具体的なルールをどうこうというところまでは議論は詰まらなかったんですけれども、やはり景観に配慮した形でやっていきたいという方が2軒ほどいらっしゃいました。あと、個人の住宅につきましては、松島海岸地区の特性で文化財の現状変更申請が出てきます。この辺につきましては、可能な限り教育委員会のほうに現状変更申請が上がってまいりますので、町側の意向を伝えたいという思いの中でやってまいりましたし、これからもやっていきたいと思います。

そうした中で、個人の方についての相談案件は現時点ではないという状況です。ただ、これからの件数もかなり出てくると想定されていますので、この辺は文化財の現状変更の打ち合わせの中に私どもも入れさせていただきながら、よりよい形で当面は対応していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 中央商店街から2軒あったということなんですけれども、住宅はまだないということなので、やっぱりこういう情報をキャッチしたら、反対の方もいらっしゃると思うんですけれども、やはり松島海岸地区、メイン通りのところがもうどんどんそういうふうになっておりますので、ひとつよろしく対応していただければと思います。

それで、今度新年度予算に、委員会が違ったものですから、私第1委員会だったもので建設のほうはちょっと聞かなかったんですけれども、内町線が出ましたね。予算が5,500万円。それで、当初の計画、残念ながらできなくて、そして電柱は町道側に入ったということなんですけれども、あれから正式に予算化するためには何とかもう一回ぐらい考え直していただけないかというような行動を起こしましたでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 第2委員会の中でもその話が出まして、特に反対といいますか、町の説明会の中でもお話があったんですけれども、色川議員も参加されているので、その方とも一応お話しさせていただきました。ちょうどお嬢さん方2人来ていただきまして、お話しさせていただきました。説明会のとおりの考え方は変わらないということでしたので、電柱は民地に入らないで道路の端に寄せるということで処理したいという形で考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そういうことで、せっかくのこの景観、大橋町長の最高の目玉の1つなんですけれども、これを進めるに当たりまして、やっぱり反対というのは出ると思うんですよ。ちょっと協力できないとか。そういうときこそやっぱり町長のリーダーシップとか、そういうものが非常に求められるのではないかなと。総括の中でこの景観のことがちょっと出て、今度は町長はハード面とともにソフトをこれから重視していきたいとおっしゃったんですよ。この間テレビを見ていまして、「カーネーション」、毎朝やっていますよね。デザイナーです、コシノジュンコさんのお母さんのお話をやっているわけです。その中で、こういうことがあったんですね。お母さんが「いい服を着れば、人格もそれに備わっ

てくるんだよ」という言葉があったんですよ。なるほどなと。やっぱり景観も、わかるんです、ソフトというのは。しかしながら、そういう舞台がそろわなければソフトも出てこないんですよ。そういうことで、おくれらせながらという、今度は景観入りますけれども、やはりそういうハード的なものを早急に整備しながら、やっていながら、ソフトというのが後で出てくる。最初からソフトというのはなかなか難しいんですよ。経営者はそういう気持ちはあるんです、ところが働く人というのはそこまでいくのは大変難しいです。そういう中で、やっぱりそういうハード的なものも先行しながら、そしてソフトということ、そうすればモチベーションが上がっていくわけですよ。それがお客さんの反応として返ってくるというようなことがありますので、その辺のことを含めながら、計画はあるけれどもなるべく早く進めていってほしいと思っておりますので、町長もう一回その辺のことを最後にお話しただけませんかしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ハード、ソフトのお話が出ました。これは景観を考える際に、役場であったり企業者の方であったり地域住民の方であったり、役者がいろいろいるわけですが、その中での役割分担という話があると思ひまして、役場としては公共部分の、例えば道路でありますとか、そういったところのハード整備を進めていくと。また、地域住民の方々はどのようなふうな町がいいのかと。例えば屋根の形をこうします、色をこうします、こういったことは我々がこうやれということではなくて、地域住民の方が納得の上でやっていただかないと長く続かないということもありますので、そういった面ではソフトといひますか、心の問題はソフトというふうなことがあるわけでございます。その両方をお互いの役割分担の中で進めていくということで、私はハード、ソフトというふうに言わせていただいております。

おっしゃるように、今回の震災で建てかえ等が急激に進んでいるところがあります。それについては特別名勝の建物のガイドラインといひますか、そういったものもありますし、またこれまで寺町構想の中で地域の方々に訴えているところもありますので、ある程度それで最低ラインといひますか、そういったものは継続しながら、そしてそれに積み増ししていくような、そういう景観の取り組みというのをしていきたいと思ひております。今回、1年以上おくらせてしまっているわけですが、できるだけ早く地域の方々にお話をしながら、松島海岸の景観というものについて取り組んでいきたいと思ひております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今言われたとおり頑張っていただけだと思います。

続きまして、松島海岸駅の商店街のことについてお伺いいたします。

やっぱり海岸駅前も大変な状況であります。私たちは議会中なので海岸通りのほうには行く機会もなかなかないと思いますけれども、海岸駅前地区、大松荘さん、あの周辺で今家が残っているのは、駅前通りのあの並びで建物4軒しか残っていません。あとすべて解体になりました。大松荘さんの向かいのあいはら商店さんが一両日中、きょう、あす中に解体、そうするとあそこは建物が全部なくなります。そういう状況の中で、松島海岸、これから駅の構想も復興事業の中に予算が計上され、そして松島海岸の店づくりをどうするかということが心配であります。あそこは地権者が9名います。そしてあとは星商店、固有名詞を言って申しわけないんですけれども、小川写真屋さんもあります。そうすると、11軒なんですね。

そういう中で、あそこは解体の後、今度家や店、そういうものもどんどんできる計画でありますね。恐らく建築確認、そういうものの申請もできているというような状況の中で、町はどういったことを考えるのかなと、あそこのお店づくりに。そういうことをまずお話しただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島海岸の駅広場周辺の地域については、松島の顔でございますので、景観的にも立派なものといえますか、ほかから来られた方が「さすが松島だ」というような、そういう景観が形成されるようにしたいなと思っているわけです。あの周辺の方々については、本来何らかの意味での再開発といえますか、そういったことが必要なのではないかなということを我々も考えておりまして、その所有者の方々に集まっていただいております機会がなかったんですけれども、何名かの方にお話をお伺いしているという経過がございます。

あの周辺について、例えば開発のやり方は何種類かあるというふうなことを前に言ったような気もするんですけれども、民間で一帯を買い上げて何か1つのものをつくるというようなのが一番過激といえますか、そういったもの。一番緩やかなものと、所有者の方々が一定のルールを守って協調的な建築物を建てていくというようなことなのかなと思っております。今その一番緩やかな部分については可能性が相当あると思っておりますので、まず最低でもそういう方向でいきたいと。そのためには地域の方々にお話をし、地域の方々のお話を聞くという機会が必要だと思っておりますので、そういった取り組みというのを早くしていきたいと思っています。全体的には、松島海岸でございますので、色とか素材とか、

建物の高さ、軒高ですかね、そういったものを整えるというあたりがいいのかなと思っており
ます。また、看板とかについてもある一定の色調の範囲内で、またデザイン的にもそうい
ったものをある一定の範囲内でルール化していく、ガイドラインをつくっていく、そういっ
たものが必要かと思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、松島の顔だと。ですから、その辺も含めて地域の住民とこれから話
し合っていかなければならないと。そのためには、その話の中には協調的なものの取り組み
方、一回町長とはさらっとは話をしました、「あそこどう考えるんですか。集合型にするん
ですか。個人個人にするんですか」と。そういうお話はしましたが、集合型はこれからでは難
しいようなニュアンスで私は受け取りました。だから協調性というようなことだったのかな
と。そうすると、個人個人がこれから店をつくるというようなことに、もうなっているわけ
ですね。なっているんですよ。これからは集合型はもう無理なんです。そういうふうにな
りますと、地域の住民と話し合いをしなければなりません。はい、行きました、話し合いは
何回かした、その結論はどうなったんですか。話は聞いた、何人かと。その後どうなったん
でしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 話し合いの経緯ですけれども、一堂に会してということにつ
いてはまだ実施しておりませんが、複数の方々と1対1での打ち合わせは何度かさせて
いただきました。先ほど言いましたように、集合についてはやはり個人負担がかなり伴っ
てくることが懸念されますので、今こういった状況の中ではそれは無理だという方がま
ずほとんどでした。そうした中で、協調での取り組みという提案もさせていただいた中
で、ではまずやはり一度関係する方々を集めて話し合いをしていきたいと思いますという、それが昨年
の暮れあたりの状況でございます。それで、あそこに大松荘さんがありますけれども、大松
荘さんが会場の提供とかしっかりやっていますから、あとはということで、組織化につ
いてはある程度皆さん同意できるということが確認されましたので、これはまだやっていない
ものですから、余り時間を置かないで組織化、要するに委員会の立ち上げをやっていき
たいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 去年の暮れにそういう話し合いはしたということなんですけれども、そ
れだけでしょ。今度はやはり建築確認とか何かおりて、こういうふうになると。松島がこ

れから住民の皆さんにお願いするのは、先ほど言ったように色合いとか看板とか、そのためにも景観条例を急がなければならないわけでしょう。あそこにいる人たちはみんな商売をして、生活がかかっているんですよね。やっぱり普通の住宅と違うわけです。皆さん同じところに住んでいるわけですから。玄関口なんですよ。松島駅からおりてすぐに海とあの建物が見えるんですよ、みんな。そういうことで、やっぱり早急に話し合いを持ってほしいと思います。そういうことでありますので、私も地元の人に会ったら町はそういうふうを考えていますからねというようなことをお話ししなければなりませんので、ひとつよろしく願いまして、景観についての質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、中学校の武道必修化について伺います。

中学校の学習指導要領の改定によりまして、ことしの4月から中学校では保健体育の時間に武道を導入すると。武道といっても柔道と剣道と相撲の中から1つ選ぶということで、各学校に任せますよ、教育委員会に任せますよというようなことで、この4月から導入されるということです。そうしたら、いろいろなところからこの武道、特に柔道なんですけれども、その導入に当たっては非常に心配な声が上がってきまして、安全性とかでちょっと待ったをかける、そういう団体もあります。その中で、心配なのは体育教師の技量がそこまで行っているのか、柔道の経験があるのか。その人たちが指導するのであれば少しは安心なんだけれども、今までそういうことのない人が指導するということになると非常に怖いと。そして、柔道をやっていて100人以上が今まで亡くなったと。死亡例まで出ているわけですね。2010年まで28年間ということです、本当に長いスパンなんですけれども、114名。これは河北新報に出ていたやつなんです。そのようなことがあるので、親それから関係者から待ったをかけるというようなこともあります。

それで、松島中学校は今1年生と2年生が柔道を習っておるわけであります。大体10時間やっているわけです。そういうことで、私も柔道がうんと好きなので、ただ正式にやったことではないんですけれども、日本の国技、伝統文化、そういうものに興味を持って取り組む、そういうのが近年どんどん薄れかけているのかなと。国技である武道、この3つ、特に相撲は私たち見ていますと子供たちわからないんですね、相撲の取り方というのが。すぐにここを持って、それでわーっと押していくと。そういうことで、もうほとんど相撲取りして遊んでいる子供たちはいないわけですよね、教育長。教育長が小さいときは相撲しかなかったと思うんですよ。丸をかいて、それで遊ぶと、そういう状況だったと思うんです。そういう中で、やっぱり私は国技、武道の中から1つやるということは非常に結構なことだと思ってい

るんです。そういう中で、やっぱり心配される事故対策につきまして、十分な配慮をしてもらわないと保護者も心配なのかなと思いながら、今回の質問をします。

では質問に入りますけれども、この体育授業になぜ武道を取り上げたのかなと。そこから聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） お答え申し上げます。

新学習指導要領では、今色川議員がおっしゃったように、子供たちが日本の伝統あるいは文化、そういったことに対する理解を深める、その目的を持って保健体育科に男女とも武道を必修とするという考え方が明らかにされているわけです。武道につきましては、従来と同様に柔道、剣道、相撲から選択して履修することになっておりますけれども、指導方法を工夫しまして、個人差を踏まえるということが大事になってきますが、段階的な指導を行うなど、安全確保に十分留意してやる、そういうことが強く強調されているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。日本古来の武道の精神を理解すると、そして最終的には礼とかあいさつとかは大切なので、そういうものをこれから授業の中に取り入れていってもらいたいというのが根底にあるわけでしょう。それで、松島町は今も習っているんですけれども、武道の中から1つ柔道を選んだと。その選択の理由は何でしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 先ほど色川議員のほうから、指導者が十分にいるのかと、技量を十分に持っているのかというお話がありましたけれども、松島中学校においては現実的にこの武道を指導するといった場合に、柔道を指導する資格のある者しかいなかったと、逆から言えば。松島中学校の体育教員というのは2人おりますけれども、いずれも体育教員養成系の大学卒業者で、柔道を履修してきたと。1人は有段者であります。競技としての柔道をやった経験は無論ないのでございますけれども、指導法として柔道を指導する技量といたしますか、素養はきちんと持っているものとして認定された教員と考えてよろしいかと思えます。松島中学校が柔道を選択した理由は、ひとえに教員の中に柔道の有段者、履修者がいたということによります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、精通している先生が2人いたと、それで選んだということであります。それはわかりました。

それで、先生というのは転勤するわけですよ。3年、4年したらほかの学校に行く。たまたま今こういうことでいらっしゃるわけですがけれども、その先生が転勤した場合、そういう経験のない、しかしながら経験を積みば先生たちも柔道のこと、剣道のことについて精通してくると思うんですけれども、ほかのところでは資格、柔道に造詣の深い先生もいらっしゃる。しかしながら、地域の人がお手伝いとかもしながら助手的にやっているというところもあるそうなんです。ちょっと新聞とか何かを見ると。そういうことで、松島町は将来のことも含めながらそういう取り組みを考えることもあるでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 当然教員でありますので、異動があります。この異動ということを考えますと、この先何年も柔道だけが続けるということは現実的に難しいかもしれません。そのことを踏まえて、教育過程の編成権というのは校長にありますけれども、学校側と十分に協議をして、場合によっては学校のほうに指導という形で、一番子供の安全を図る上で望ましい種目を選択してやっていくのが現実的だろうと思います。

それから、学校教員以外の柔道に造詣の深い人、あるいは有段者、実力のある人、そういった方をお招きして、授業の中でご指導いただきたい、あるいはご支援をいただきたいというのは、学校自体がより安全を図るために希望していることでもあります。私たち教育委員会としても、町内でそういった力のある方をボランティアとしてお願いをして、中学校の指導に生かしてもらおうということは十分今考えるところでございますので、中学校側の指導体制等、よくその辺を情報交換あるいは打ち合わせをしながら、取り入れられる場合にはきちんと対応していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今の教育長の話の中に、先生がかわれば教科も変わるようなご答弁がありました。それは学校のほうで決めるということなんでしょうけれどもね。今柔道、剣道、相撲をやっていますけれども、どのぐらいの割合で柔道を導入しているのか。剣道とか相撲はどのぐらいの割合でやっているのか、わかれば。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 具体的な数字はちょっと記憶しておりませんが、ほとんどが柔道を選択しているというように聞いております。それから相撲はほとんどありません。（「相撲なし」の声あり）はい。県内においてははいはらずです。

それから、ならば剣道はどれぐらいかといいますと、恐らく私が以前ちょっと耳にしたとこ

ろでは10%ないし20%ぐらいだろうと思います。剣道のほうが防具の問題あるいは指導技量に非常に高度なものが求められるという点で、そういう形になっているだろうと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 相撲がないということであれば、大体子供が少なくて、昔は相撲部なんというのが各学校にあったのかなと、土俵もあったのかなというふうに、昔を思うとあります。柔道でなくて剣道を今度松島町でやるということになれば、ボランティアで緑山議員がやりますから。彼は剣道部ですから、そのときは使ってください。

そういうことで、今度は実技なんですけれども、心配される実技の内容、やっぱり乱どりというんですか、組んでわざをかけていくというようなことで、非常に事故があるわけです。それで、今現在松島中学校でやっているその授業の内容、どこまでやっているのか話してただけませんか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 指導内容については、年間10時間ぐらいしかやっておりません。今年度は既に11月ごろ終わったというふうに聞いておりますけれども、その中では危険とされる関節わざ、締めわざは禁止しております。それから、安全対策としては受け身を十分に練習することに重点を置いていると。それから、比較的安全とされる固めわざはやっておりますけれども、投げわざのほうは危険も多いために、この辺非常に工夫したんだろうと思いますが、わざをかける場合には必ず膝立ち、膝を立てた形でわざをかけさせるといったような指導法をとっているようです。

それから、この時間の前後には、先ほどから申し上げていますが、礼を学ぶことを重視しておりますので、そういったことに時間を十分に割いた構成になっていると聞いております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 受け身と寝わざですね、早く言えば。そういうものでやっている。これは2月27日の河北新報に載っていたやつなんですけれども、やっぱりこの先生も今教育長と同じような話を言っておりました。この方は学校の校長先生をやったんですけども、柔道で大会にも出ていたと、そういう先生のお話なんですけれども、やはりこういう人たちも非常に、わざをかけると危ないよというようなことで、今教育長が同じようなことをおっしゃられましたので、十分にその辺配慮していただきたいと思います。

あと2つ目の質問で終わりますけれども、柔道を生徒たちは楽しくやっているのか。その辺

の反応はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 大変和気あいあいとした雰囲気で行っていると。ただ、そういうことをコントロールしないと危険なこともあるでしょうから、先生の話では礼をもって始まるわけですので、授業としての節度を保ちながら行っていると。けれども、子供たちは大変楽しそうに行っているようだというような印象でございます。その上で、これまでけがはありませんでしたし、その指導や授業の内容について親から抗議ないしは異議が出たというふうにも聞いてはおりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 親からの異議はないということなんですけれども、やっぱりけががあると問題になるわけですよ。でも、不可抗力というのはあるわけですから、野球やっても何やってもけがというのはつきものなんですね、体を動かせば。そういうことで、保護者にはご理解いただかなければならないのかなと思いますけれども、やっぱり親から反対、今後そういう声が上がることがあるかもしれません。そういうときは毅然として、これこれこうなんですよという対応をしてほしいと思いますけれども、最後のその決意を。新聞に「市民団体、県教委に請願」と載っていました。このようになると、柔道はうんと怖いものだと思うわけですよ。そういうことですから、もし万が一松島町がそういうふうになった場合、やっぱり十分に話し合いをしながら対応しなければならない。そういうのがなければいいんですけれども、その辺の気持ちをもう一回確認して終わります。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 今お話がありましたように、学校側の指導の内容について十分情報を把握するとともに、この柔道を一たん決めたからには安全策を徹底的に追及しながらやってみようということに、教育委員会として力を入れてまいりたいと思います。

それから、学校で教育する内容については、すべて教育理念というものとかかわりがあるわけなんですけれども、私自身としては過剰な安全主義が子供を育てるとは思っておりませんので、そういう事故が出た場合にはしかるべき措置をいたしますけれども、徹底的に安全を追求しながら、その奥にある楽しみであるとか喜びであるとかを子供に知ってもらいたいと願っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） では、よろしくお願い申し上げまして、終わります。ありがとうございます。

ます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員の一般質問が終わりました。

ここで、進行上休憩をとりたいと思います。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

1番緑山市朗議員、登壇の上質問願います。

〔1番 緑山市朗君 登壇〕

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

昨年の東日本大震災におきましては、家屋等の損壊、津波被害等々、本町も甚大な被害を受けたわけであります。1,000年に一度の大災害ということでございました。

先ほど色川議員が、人間美しい着物を着せれば心も美しくなるというお話をされましたけれども、古来日本には「ぼろを着ていても心は錦」という言葉があります。ただ今回の大災害で本町はやっぱり着物がぼろぼろになったと、そしてまた心も病んだ状態になったということで、やっぱり今新しい衣服、島の観光振興、諸産業の発展のためにも新しい服をつくるべきときを迎えているのではないかと思います。人間大けがをした場合に外科手術をして治すわけですが、ただ外科手術をしても、人間の場合もとどおりには治らないわけであります。例えば吉永小百合が大けがをして外科手術をし、美容整形手術をしても、以前より美しい吉永小百合には戻らないわけでありまして、ただ都市や町の場合はやりようによっては従来よりもずっといい都市、町につくり直すことができるんではないかと思います。この災害を受けて、非常事態であります。町は大ピンチに陥っているわけであります。この機会こそ町のグラウンドデザインを十分に考慮して、町民に提示し、本町に対する夢や希望、期待、それを喚起すべき時期ではないかと思うわけであります。

追加提案の復興交付金事業、59事業のうち当面11事業だけだということで、国の支援、県の支援、財政的な問題、いろいろあると思います。また、昨年示された5年間の震災復興計画ですけれども、また長期総合計画と総則する5年間、実質的にもう4年しかないわけなんです。その辺の兼ね合い、連動性も含めて、町のグラウンドデザイン、道路、港湾、橋梁、役場庁舎等々、橋梁に関しては片山議員が総括質疑で少々触れられましたけれども、このよ

うなものを総合的に、町がよりよい松島町となるように、大橋町長の果敢な、早急な、長期的な構想をお聞きしたいと思いますし、またそれを今町民に示すべきではないかと思うわけでもありますので、それに関して伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回の震災で、相当傷んできているといえますか、そういったところが出てきているわけです。おっしゃるように、松島として新しく生まれ変わる、そういった局面でもあるのかなと理解しているわけでございます。

昨年作成いたしました震災復興計画の中で、これは長期総合計画とどういのかかわりがあるのかということをもまず疑問に感じていらっしゃる部分があるかと思いますが、長期総合計画を踏まえて、それに防災関係の考え方を入れたというのが今回の震災復興計画の大まかな中身になっているのではないかと考えております。そういった中で、国の交付金等もございまして、これまで考えられなかった松島の新たな開発といえますか、変更といつか改良といつか、そういうのが実現できるいい機会と考えております。

グラウンドデザインのお話が今出ましたけれども、その中で松島の、基本的には防災計画でございますので新しい防災の考え方、そしてそれに伴う例えば避難所であったり避難路であったり、そういったことをまとめておりますし、また避難ということも含めまして松島町全体の交通体系のありよう、道路のありよう、そして土地利用についてはインター周辺または駅周辺の考え方、それらについて取りまとめさせていただいているということでございますので、今回つくった震災復興計画がグラウンドデザインということでご理解いただきたいと考えております。これについて、町民の方々にもっともっとよく知っていただく必要があると考えておりますので、その辺を今後も心がけていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 今、長総と防災計画を組み合わせた計画であるということ、それからこの震災を機会にそれを実現するいい機会であるというお話がありました。交通体系、そして土地利用でありますけれども、先ほちょっと触れました橋梁、松島橋のかけかえの可能性が多分あるんだろうなと思いますけれども、その場所、片山議員が触れましたけれども、役場庁舎のところにぜひ導入して、道路整備も含めてあそこに持って来るようにすれば、道路体系、交通体系もよくなると。当然役場の移転の問題も出てくるわけなんですけれども、その辺については現段階でどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 県との話の中で得ている情報というのが、松島橋のかけかえが必要であると、それは上流側のほうだと。そこまでなんです。そこから先を可能性としてどういうふうに考えるかというのがあると思うんですが、そのときに役場庁舎のところに道路をかけるというようなことだと、道路の形としては望ましい形になるのかなと。また、役場の建物も老朽化に加えて震災の被害もありますので、それとあわせて考えれば合理的に対処するようなことになるのかなと思っています。

では今後どういうふうに進むのかということですが、1つ県と道路の位置の話をする必要がありますし、また役場の庁舎を移転せざるを得ないわけで、そのときに一体どこの場所がいいのであろうかという話もあります。この辺については議会の皆様、それから町民の方々のお話を聞きながら方向を決めていかなければいけないと思っておりますが、ただスケジュール的なものでうまく合うようにしないと話がまとまっていけないということがありますので、その辺は常に注意深くしておきながら、あと意見の吸い上げについても割と早目早目にしていってほしいのかなと今のところは考えております。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 昨年9月に町長は再選されたわけですが、3人立候補されて、53%の得票で見事当選されたわけなんです。かつて「町長は有権者の51%の支持があれば十分である」とよくおっしゃっていた町長がおりました。3人立候補して53%というのはこれは私はすごいことであると思いますし、またこの大震災を受けての行政の継続性のためにも、私は大橋町長の続投を支持した1人でありますけれども、ただ逆に申しますと、44%の批判票があったと。44%の人から支持は得られなかったということで、その不支持の大きい理由の中で、町の方向性を明瞭に示してくれないというご批判がその44%の中にあったというふうに私は理解しております。

有能な行政マンで、かつ堅実に着実に行政運営をされている町長でありますけれども、町民に対する政策アピール度が少々弱いのではないかなという意見が結構あります。ここに町長選挙のときの公約を持って来ましたが、「住み続ける町・行ってみたい町・松島」を実現する」と。公約の3つの中の1つに「都市基盤、道路、港湾を早期復旧し、さらに新たな都市環境の整備を推進します」とあるわけなんですけれども、それはやっぱり町民の期待にもっとこたえるように、また44%の人にもっと期待を与えられるような、そういう行政マンのトップとしてだけではなくて、政治家としてその辺のグラウンドデザインの提示をもっともっとすべきではないかなと。総理大臣が言うことと政党の代表者が言うことは違って

も私は構わないと思うんですけども、その辺もっと踏み込んだ、先ほどの道路の問題、交通体系の問題、土地利用の問題、役場庁舎の問題、政治家としてこうしたいというお話をお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町長は政治家でありますけれども、同時に行政組織の長でありまして、行政組織としてそれをどういうふうに動かしていくのか、それを町民のためにどういうふうに使っていくのかというようなことがあるわけでございます。また同時に、行政組織の長であるということは相応の責任といいますか、そういったものもあるわけでございますので、行政組織の長としてご説明するときと、それから選挙の公約というのとはまたちょっと色合いが違います。私は基本的には選挙のときにお約束したような中身を行政の業務の中で実現して、1対1の対応はすべてつけているつもりでございます。ただ、交通体系のお話とか土地利用のお話とかをする際に、わかりにくいというか、これ一発で目玉ですよというような話はなかなか行きづらいところがありますし、また行政を進める上では各方面との調整が必要な事柄がございまして、その調整について未了のものについてまでこういうふうにするというのはなかなか言いづらいということで、ご理解いただきたいなとは思っています。

今回、震災復興計画の中で国の交付金事業に対する頭出しといいますか、それについても大きくいわゆるグラウンドデザインを実現するための手法ということで提示させていただいていると思っております。この中で、交付金の採択にならないものもあると思いますが、基本的には今回の交付金事業に上げることで、それからそれ以外のものもあるわけですが、交付金事業に該当しない事業もありますから、そういったものをする事で松島の継続的なまちづくりが進んでいくのかなと思っております。

なお、ソフト面、ハード面、いろいろありますけれども、景観を皆様方にお示しすることで地域のコミュニティーの充実といいますか、そういったものも狙っておりますし、ソフト面では地域地域の活性化を図ると同時に行政としてやるインフラ整備、そういったものを合わせるによりまして、松島町をより前進させるというようなことで考えております。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 先ほど色川議員から景観のお話がありましたけれども、今回防潮堤が整備されることになるわけで、東京湾の平均基準海面からプラス2.1メートルということなんですけれども、そうしますと皆さんご存じのとおり地盤沈下が数十センチメートルある、観光の中心地であります松島海岸も30センチメートル、40センチメートル、50センチメートルと

下がっているところがあるわけなんですけれども、防潮堤が下がった分かさ上げせざるを得ないわけで、そうしますと数十センチメートル今の防潮堤よりも高くなるわけで、当然見通しが悪くなると。そうしますと、手前に土盛りも必要ですし、その辺の景観を踏まえての公園整備も必要になると思うんですが、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島海岸の防潮堤の高さが前と変わらないといっても地盤沈下の分だけ上げるということになりますと、今のままの地盤高でいいのかなというふうなことがあります。そして、私ども松島町の段階では震災復興計画をいろいろつくっている段階でも何らかの、盛り土をした上での新たな整備が松島海岸の公園部分で必要なのではないかと考えております。ただ、あそこの松島海岸の公園部分は県有地でもありますし、整備事業をする主体は県でございますので、県のほうにうちのほうで考えたざっとした絵柄ですけれども、そういったものを示して、何とかこういった形の整備にならないでしょうかというふうな話はしています。ただ、県のほうでも担当がいろいろございまして、公園のほうは観光サイド、そして海のほうは港湾サイドというようなこともあります。また、公園サイドでも排水等については土木というふうなことで、県の中でも担当がなかなか決まっていけないのではないかと印象でございます。私ども松島町としては、今回の震災を受けた防潮堤の再整備に伴って公園整備もお願いしたいという立場で、これから県に要望していきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） ぜひ県に強く要望して、ぜひ観光の中心地であります海岸周辺の公園整備をしていただきたいと思います。

大橋町長は有能な行政マンで、都市整備、都市計画のプロであります。有能な行政マン、平時にきちんと仕事ができる人、そしてまた非常時、乱世に能力を発揮できる人、真価が問われる人、よくあります。大橋町長は平時で有能な人ですけれども、乱世においてどのように仕事をしてくれるか、町民は強い関心を持って見守っていると思います。乱世でもきちんとリーダーシップをとれる行政運営をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、簡単にお答えをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 評価いただいてありがとうございます。ただ、いわゆる乱世に行動できないのではないかとというふうなお話があるわけですけれども、私は平時であろうと乱時であろうと、やるべきことをしっかりとやっていくという考えでおりまして、町民の方々の期待

にこたえられるようにしていきたいし、また自分ではやれると思っております。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 期待させていただきたいと思います。

2つ目に入らせていただきます。現行の後期高齢者医療保険制度についてでございます。

おとし、平成22年9月定例会におきまして、ちょうど政府の医療制度改革会議の後期高齢者医療制度に関する改革案が示された際に、私は「新制度案について町長はどのようにお考えですか」と質問をさせていただきました。この際に大橋町長は「現行制度は余り評判がよくない。高齢者を75歳で区分して、切り離して独立させているという状態は差別的である」と、今議事録を読んでいるんですが、また「この後期高齢者という名称もいかがなものかと思う」と、「現行制度については評価が定まっているわけではない」とも言われています。「ただ、国民からの批判が多いということで、制度変更については妥当である」、そしてまた「保険医療制度の広域化というのは望ましい」というふうにもおっしゃっておりました。

昨日も、社会保障と税の一体改革案、先月閣議決定されたその案について今国会に提出することについて民主党内で大分もめておりました。この現行の医療制度につきまして、大橋町長の答弁から1年半が過ぎ、私はそれなりに定着しつつあると思っておりますけれども、今この制度に関して大橋町長はどのようなお考えを持っておられるのか。また、先行き不透明なこの制度のあり方について、この行く末についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 後期高齢者医療制度でございますけれども、結論的に申し上げまして、一たんできた制度について時を経ずしてまた変えるということは望ましくないと思っております。この制度をつくるに当たっては、事務処理の仕組みも含めて相当準備した上でぽんぽん変わったということでございます。これをまたすっかりもとに戻すということはちょっとないのかなと思うんですけれども、もとに戻すとなればまた変更がかかってしまうということで、これは最終的にそのサービスの水準の低下ももたらす可能性が大きいと思いますので、当面この制度、やはりある一定の道筋が見えるというか、安定するまではいじくらないほうがいいのではないかと考えております。

前の質問で、例えば後期高齢者という表現がどうなのかというようなことについては、確かに批判申し上げたところですが、それはそれとして、高齢者のための医療制度をしつかりと確保して、高齢者の方々に安心を与えていく、そして安定したものとしていくという

ことは大事な事かなと思っています。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 昨年12月の国の社会保障審議会医療保険部会での議論なんですけれども、その報告書が今手元にあるんですが、両論併記になっておりまして、ちょっと読み上げさせていただきますが、「高齢者医療制度の見直しは、市町村国保の都道府県単位化を含め、最終取りまとめにおいて示された方針に沿って着実にやっていくべきである」という意見、もう一方で「最終取りまとめに沿って後期高齢者医療制度を廃止しても、運営上の年齢区分は残ること、高齢者間に新たな不公平が発生すること等の問題がある。同制度は既に定着しており、拙速に新制度に移行して混乱を招くことがないように、現行制度の改善により、安定的な運営に努めるべきである」と、この両論が併記されております。政府の民主党の改革案どおりにすべきだという意見と、拙速にいじらないほうがいいと、混乱を招くと。現行制度が導入されて4年になりますけれども、導入時に物すごい混乱があつて、役所内でも大変だったと思うんですけれども、仮に新制度案が導入されるとなると当然混乱が生じるわけでありまして、また導入するにしてもかなりの準備期間が必要になると思うわけでありまして。

それで、この制度の改革案について、全国知事会では猛反対していると思うんですが、ことしの1月24日の全国知事会の報告を読み上げさせていただきます。「この改革会議の最終取りまとめは、75歳以上を国保等被用者保険に戻し、別々の医療保険制度に加入させるという点で、知事会の目指すすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向け、大きな後退である。また、年齢による区分という問題を解消するとしている一方で、区分経理は残すなど、実態は看板のかけかえに過ぎない。加入する制度により新たな不公平が発生する、システム整備に多額の費用を要する、そして最も重要な課題である財源論が欠如しているなど、さまざまな問題をかかえており、現行制度の改悪と言わざるを得ない。現行の後期高齢者医療制度は、施行から満4年を経過し、定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきである。民主党政権が現行制度の廃止法案の提出を断行しようとすることは、まさに暴挙と言わざるを得ず、断じて認めることはできない」と、このように知事会の意見があるわけなんです。後期高齢者広域連合、私出席させていただいているんですけれども、定例会の前に35首長さん方が事前にお集まりになって、運営連絡協議会というのを開催しているはずで、大橋町長も出席されていると思うんですが、そこで35市町村の首長さん方、当然この制度に関して議論があると思うんですが、大橋町長はそこにご出席されて、どのような議論をお話しされているのか、またほかの首長さん方のご意見な

んかもあると思うんですが、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 首長たちの会議においては、いわゆる事務方の会議という位置づけでございまして、基本的には次の議会に予算または条例というようなお話をする場でございます。その中で、おっしゃられるように現行制度がいかにあるべきかというようなものについて、本格的に議題として話し合われているということはありません。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 今の民主党が提示している社会保障と税の一体改革で、全県一元化、各都道府県でこの後期高齢者医療制度を一元化すると。今野議員が昨日一般質問で言われましたけれども、国保の広域化も進みつつあると。厚生労働省は医療保険制度についての広域化を図るために外堀を埋めつつあるという状況下にあるであろうと思います。ただその一方で医療保険制度が全県一元化となって、県民等しく同じ医療保険制度のもとで安心して医療を受けられるという状況は、確かに望ましいことであるとも思います。また、日本国民全員が同じ医療保険制度のもとで平等に医療を受けられるということが私は理想であると思うわけなんですけれども、それに進むステップとして全県一元化、国保並びに後期高齢者医療も一元化させていくと、そういう議論もあるわけなんですけれども、これに関してはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 首長さんたちの間では、医療保険制度を県で一元化すべきだというのはほとんど異論がないということなので、先ほど国保制度についての後期高齢者の関係を首長会議の中で議論していないというのはそういう意味で、考えていないということではなくて、一元化すべきだということでもう結論が出ているということでご理解いただきたいと思います。県なり国なりに要望を出すに当たって、各市町村が要望することの中にもそれは必ず書いています。そこから先、では県の考えはどうか、国の考えはどうかということになるとまた別なところはあると思いますけれども、市町村の段階では医療保険制度はできるだけ統一的なものであるということについては、ほぼ共通認識でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） そういう流れがあるというご認識はきちんとされているということで、仮に新制度が導入されるということになっても安心して医療を受けられると。これは役所の体制がきちんとしていれば、4年前のような混乱は生じないだろうと思いますので、その辺

きちんと対応していただくように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 1 番緑山市朗議員の一般質問が終わりました。

以上で、通告いただいた一般質問は終わりました。

日程第 3 議案第 3 4 号 松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第 3、議案第34号松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第34号松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算（第 1 4 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第 4、議案第35号平成23年度松島町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 1 点だけお聞きしたいんですが、5 ページです、総務管理費で災害復興基金積立金、それから16目、17目に東日本大震災災害復興交付金積立金とあるわけですが、これは別々に基金が存在するということになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） ご質問の基金ですが、基金条例も上程させていただきましたけれども、別々に基金が存在する、設けるといふ形になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 見ないで来てしまったものですから、災害復興基金積立金は12月に議決していますね、基金条例。こっちはいつなんですか、東日本大震災災害復興交付金積立金。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 下の17目のほう、これについては3月の議会におきまして条例の制定をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これは内容的に違わせなければならない理由、災害復興基金積立金も東日本大震災の基金だよと、このように1条で言っているわけですよね。わかりますか。震災復興基金積立金も基金も、基金条例では東日本大震災の復興基金ですよと、このように言っているわけでありますが、そこを変えなければならなかった理由というのは何なんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 3月に議決をいただきました震災復興交付金の基金と、それから12月に補正した震災復興の積立金、これは復興庁から別物にしてくださいとはっきりと言われております。そういうことで、同じ大震災なんですけれども、事業、その他、この復興交付金基金のほうは24年度で提案させていただいておりますけれども、別物として扱ってくれということが基本的概念でありましたので、基金のほうも別物として分けさせていただいたということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、県からのそういう要請があったからしたと。震災復興基金も、東日本大震災だと言っているんですよ。そこはわかっていますか。だから、基金を別々にするのが大体おかしいのではないかと、まず。通常考えれば、災害復興基金条例も東日本大震災の何ですよと1条でうたっているわけでありますから。分けなければならなかったのはただ県に言われたからだ、内容的に事業を分けたほうがいいと、このようなことですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに名称は東日本大震災のためということなんですけれども、16目のほうは12月に補正したということで、それは財源はこうですよと、あと町で寄附金とかをもらったのも一緒にしていいですよと国、県経由で話をしたんですけれども、今回の17目は改めて56事業を県経由で国に補助申請したと。ではそれは交付金ということで来ますよと。ただし、2通りの選択の仕方がありますよと。交付金で町によこしますよと、要するに補助金ですね、それと交付金を1回基金で積み立てて、それを町で取り崩しして事業をしていい

ですよということで、町では2つの選択の中で基金をつくってやったほうが繰越明許とかをしなくて使いやすいということで、今回こちらのほうの基金。ただそれは補助金と同じように精算して余ったら返さなければならないと。そして時限的な基金なので、改めて色分けをしているということです。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第35号平成23年度松島町一般会計補正予算（第14号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第36号平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 二、三伺います。

まず4ページ、5ページにつきまして、松島地区の復興まちづくり拠点施設整備事業、環境防災班の所管ですね。これを見ますと335万8,000円の計上で、事業概要が建設用地の測量並びに施設の設計業務を行うと。軽量鉄骨2階建て、場所は瑞巖寺陽徳院、ハス池の向かいということで説明を受けました。かねてよりあそこは消防会館、今法雲庵、旧振興会館、あそこにあったものを、瑞巖寺さんと協議しながら防災の拠点の1つとして考えていきたいというような話がありましたね。それでずっと話し合いをしていたのかなと思いますけれども、そのようなことでここを位置づけするというような考えでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） まず今回のこの事業の内容なんですけれども、基

本的に防災施設とか避難所とか、そういうメニューではなくて、あくまでも復興庁が選んだのは震災で被災したエリアでの復興まちづくりのために拠点として使えるものをここに建設することを認めるという位置づけになっております。色川議員が今お話しなさったように、では松島海岸の消防会館の代替機能ではないのかというご質問だと思うんですが、あれだけの代替機能というのではなくて、この地域の皆さん方の例えば防災訓練をする場所とか、それから復興まちづくりのために会議を開く場所、そういったスペースとして使っていただけるものとして考えています。ですから、これから建物の内容については地域の皆さんと話し合いをしていきながら考えてはいきますけれども、まずは機能としてはそういうものを国に認めていただいたということで考えております。

それから、場所なんですけれども、今のところまだ予定ということで、国のほうにも説明はしております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今班長から、津波、この震災を受けてのそういった関連の会議をするとか地域防災とか、そういうものの1つの位置づけですよと、まだ決まっていませんよというようにございましてけれども、実質的には2階建てですから、それだけの話だったら平屋でもよかったんですけれども、2階建てというのは何かの思惑があってというようなこともこちらで考えていますから。考えられるのかなと思いますけれども、どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回交付金が率が高いと、100に近いと、交付金プラス交付税というか。となると、今までの問題点も踏まえて有効活用したほうがいいのではないかとということなので、あくまでもこの交付金の名前はこれでなければだめだということがありますので、そのところをご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ご理解しました。そのように。

それで、こういうふうになりますと、やはりすごくいいことかなと思うんですよ。こういう防災についての地域でのやっぱりコミュニケーションの場所、会議室とか何かというのは、ここでもすぐ近くで、他の町の人とかそういう人たちも話せるわけですよ。すごくいいことだと思うんです。そうしたら、やっぱり地域住民の方々の賛同を得る、それを常々大橋町長は言っておりますので、地域住民との話し合いの中で決めていきますよということでもありますので、早急にこれが認められて、予算化になるわけですから、早急に図っていただければ

ばありがたいなと思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに地域の方と話し合いが必要だというのは認識しておりますけれども、ただここでもう、今回位置づけはしましたけれども、所有者の方も、事前に話し合いはしています。ただ正式決定ということがありませんので、頭上には落としていますけれども、順番としてはその土地の方とも正式に話をしながら地域の方ということがあろうかと思っておりますので、そこの順番を間違えないように進めてはいきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、地権者との話は正式に決まっていないということなんです。ということになると、これいいんですか、こういうふうに出して。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 正式決定ではございませんけれども、話し合いはしております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうふうに、うまく事が運ぶように。

あとは、建設判断ですけれども、4ページ、5ページ。これは私もこの間質問いたしまして、なぜこういうことになったんですかと。瑞巖寺の裏です。震災のとき、避難誘導するため地域観光客を安全に避難させるためにそういうところを通して、最終的には三十刈の駐車場のところまで持っていきますよという計画の3,600万円の事業費ということになります。このように予算化になりましたということでもありますから、では今後どうするのかということについて質問いたしますけれども、あそこは結局国宝瑞巖寺、最終的に上から車が来る、駐車場になるというふうになりますと、あそこは24時間駐車場になるわけですよ。そうしますと、あそこは今度は無防備になってしまうんです。今でこそ波打浜駐車場、いろいろなところの駐車場で花火とか何かをよくやっているわけですよ。それからパノラマライン、だーっと車の騒音とか何かがいっぱいあるわけです。そういうことを含めて、あそこを活用するというのはせっかく計画したんですけれども、なかなかないと思うんです。これは震災のときの位置づけでやったわけです。それで一番怖いのは、あそこで花火とか何かされて、もし万が一火事とかになった場合の対応をどうするのか。防犯、防災上です。この辺を含めて、瑞巖寺さんとの協議は当然なさっていると思いますけれども、瑞巖寺さんの反応はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 瑞巖寺との話し合いの経緯ですけれども、今から20数年前ですか、一度同じような計画が進みそうになって、瑞巖寺さんと相談したときに、当時のご意見の中では余り好ましい状況ではないということで、やらないという方向に至ったという話は聞いています。今回ちょっと新たな仕切りで、瑞巖寺さんとかかわりが非常に大きいものですから、じっくり町のほうで計画を説明して、じっくり話し合いをさせていただきたいとお願いした上でいただいた回答が、ぜひ実現してほしいというお話でした。それで計画を進めたという経緯がございます。

○議長（櫻井公一君） ここで、色川議員の質疑はまだまだ続くものと思いますが、「もう終わります」の声あり）そうですか。ではどうぞ、色川議員。

○10番（色川晴夫君） 瑞巖寺さんのご了解も得たということであります。実は私瑞巖寺に行ってきました、このことで。了解しましたと、ああそうですかと。ということで、それはそれでいいんですけれども、では今言ったようなこと、とにかく今でも瑞巖寺の裏は花火とか何かやられているんですよ。やっぱりシーズンになるとあそこは非常にひどいというようなことがあるんです。改めてこういうことを考えなければならないのではないですかと、ちょっと申しわけなかったんですけれども言いに行っただけです。そうしたら、そうですねと。あそこが24時間駐車場になってだれでも入ってこられることになった場合、万が一のことがあったら瑞巖寺では対応できないですねと。これは松島町のほうが防災のことも含めてきちっとやってもらわないと困りますねという話でした。そういうことを含めながらの対応を今後きっちりと、国宝ですから、万が一のことがあったらとんでもないことになるので、その辺のことを含めてよろしく検討していただきたい。そういうことで、もし何かありましたらお願いします。それで終わります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 色川議員のお話、物すごく大事なことでこちらも思っております。この避難場所の活用の方法、平常時はやはり駐車場として使わざるを得ない状況になっていくと思います。ですから、その駐車場の維持管理をどうしていくという問題について、今後瑞巖寺さんときっちりと話をしていかなければならないと思いますので、その辺を頭に入れて取り組んでいきたいと思っています。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ここで、質疑途中でありますが休憩をとりたいと思います。

再開を13時とします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

日程第5、議案第36号平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を受けます。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口です。一番最初に、4ページの景観計画検討委員会委員報酬が出てきたわけでありますが、今出てくるのは何ですか。忘れてしまったから上げるんですか。ここを一番最初にお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、景観計画を新年度も継続してやるということで予定しております。これに係る景観の委員会、とりあえず繰り越した部分は今年度で終わりますので、委員会のほうはまだ継続して24年度もやっていかなければならないということになりますので、その部分を計上させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 当初予算で上げないで今上げた理由は何ですかと聞いているんです。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 景観計画の継続につきましては、復興交付金事業の中で予定させていただきました。今回これが認められたということで、今回上げさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 復興交付金あるなしにかかわらず、景観計画というのはつくらなければならないわけで、21年度からやっているわけでしょう。復興交付金が来なければやらないんですか。そのところを聞いているんですよ、私は。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、必要性はもちろんありました。その中で復興交付金、これはちょっと早い時期からいろいろ採択の可能性等につきまして復興庁のほうとお話し合いをさせていただいた中で、計画ものについては優先して採択できるという可能性のお話をいただいておりますので、こちらのほうで予定したいということでの計上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） その復興交付金と関係なく、景観計画というのはつくらなければならな

いわけでしょう。それが当初予算で上がってこないで、復興交付金があるからする。当初から上げていけば復興交付金は来ないんですか。そんなことないでしょう。だから、計画性があるのであればそういうふうな計画を立ててやっていかなければならないわけでしょう。それを思いついたようにこうやって出てくる。町長のことを緑山議員は大変ほめたわけですが、そういうふうなものが完全にならなければだめなわけですよ。町長がトップですから。行政のというようなことを町長は言っているんですが、そういうふうなことがなければならぬ。

そして、復興検討委員会というのがあるんですが、この中間報告で景観審議会を設置すると、設置を検討すると。景観審議会は、景観の調査、審査をするんですよと、景観形成に関する事由事項に関する調査もするんだよと、このように言っているわけです。ところが景観審議会はまだないわけでしょう。なくて、計画検討委員会が出て、そして出たやつでやるならば、これ逆になりませんか、この中間報告したやつと。審議会を設置して、そういうふうなものをやるんですよと、その下でこういう景観計画検討委員会を設けてやっていくんですよと、このようにならなければならないのではないかなと私は思うわけです。どうですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 景観審議会の位置づけにつきましては、今想定しているのは景観条例策定の際に、審議会ですので地方自治法に基づいて設置をするということで予定しております。現段階では、あくまでも計画形成の段階が今後も継続するというので、この検討委員会のほかに24年度につきましては各地区ごとに委員会、いろいろ意見出しをしていた地元の方々の組織も立ち上げながら、そこにアドバイザーも入れながらということで、これからまだまだ詰めていかなければならない部分があるということで、それが一定程度具体化した時点で、時期を見て審議会の立ち上げということでスケジュールを予定しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そのように言うんだけれども、あなたたちつくったんですよ、これ。良好な景観の形成に関する重要事項を調査するんだと、景観審議会、そのように言っているんですよ。今やっているのは、こっちのほうの検討委員会を言っているわけでしょう。景観審議会ですとこれをやるんですよと言っているんですよ。いいですか。そうするとおかしくなりませんか、逆になっているのではないですかと私は聞いているんですよ。こういうふうなものでやっていきますよと中間報告を議会にも出しているんですよ。きのうも出たんだけれども、

本気になってやるのかとそのときも言ったと思うんでありますが、いいですか、そういうふうなことを言っているのに、それもしないでこれですよと。まあそれはそれでいいんだと思うんでありますが、色川議員の一般質問にもことしやるんですよと、本年度も会議を再開しますよと、このように言っているわけです。再開して何をするんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 1年間、計画の検討を休止せざるを得なかったという事情については、先ほど来まで説明させていただいたわけですが、細部に至る部分についてはまだ議論が尽くされていないという部分がございますので、その地区ごとの景観形成のためのルールづくりに向けた、もちろんこれは地元の方々の理解を得られなければルールができないということもありますので、今年度につきましてはその辺、今までできなかったその部分に踏み込んで実施していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、私は議会のほうから何されて初めて都市計画審議会の委員になったんですが、都市計画審議会で景観計画の説明をする……、説明なのか、1年に1回しかないんですよ。審議会というのは何なんだと。都市計画審議会に出すのはまだつくりやう、今からやっていくんですよと。それなのに都市計画審議会に何をかけるんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私のほうから整理した説明をしたいと思います。

まず、審議会を24年度つくりたいのはどうしてかということですが、審議会というのは法令に基づく委員会ということで、そういったものは景観条例なりができないと審議会というのはバックボーンを失うわけです。今の段階では、その条例をつくる前の段階でございますので、審議会ということではなくて委員会という名前でやりますけれども、それは中身的には将来的には今回の委員会が成長してといいますか、時を変えて審議会というものに発展していくというふうな位置づけで考えていただければいいと思います。長期総合計画とか震災復興計画の中で、審議会があってその下に検討委員会というふうな形でやっておりますけれども、あそこで言っている検討委員会と今回考えている検討委員会というのはちょっと違ったものでございます。ということでご理解いただきたいと思います。

それと、景観計画、そして条例化に至る道筋の中で、今までしてきたこと、これからすることは何かといいますと、今までしてきたことは松島の歴史・文化を踏まえ、また地域を踏まえて、景観の考え方、あり方をこういうふうにしたほうがいいのかという外観的なところ、例え

ば地区はこういうふうに考えますよ、地区の区切りはこういうふうに考えますよ、おのこの地区ではこういったことを目標にして景観をやっていったらいいのではないですかというように、松島が松島たる海岸地区において具体的にどういったルールづくりをすればいいのかというのをやっていくわけです。そして、あらかじめルールなりなんなりを決めた上で、それを今度は条例化するという流れになっておりますので、そういう順番でやっていくということでご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長はそういうふうに言うんですが、景観ワークショップ意見書にもあるように、松島は松島、北部は北部で皆さん一般の方々も出て、そしてこういう立派なものが出たわけですよ。だから、町長が言うように今からやるのではないんですよ。これ出て、この意見ほとんどまだ入っていないんだと思うんですよ。そして景観計画中間案というのはもう少し進んでいるんですよ、町長。これを見ると。今からやるのではなしに、進んでいる。そして、今から計画検討委員会も持つ、そしてまだ持たないうちに都市計画審議会に何をするのかわかりませんが審議をしてもらおうと。都市計画審議会では審議して、別なふうになったらどうするんですか。ただ話をしたというふうなことですか。都市計画審議会は法に基づく審議会ですよ。景観審議会というのは法に基づく審議会なんですか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 景観審議会とは景観法に基づく審議会ということになります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすれば、わからないでつくったこの案ですか。景観審議会にはこういうふうな重要事項を調査させるんですよと、審議させるんですよと、こう言っているんですよ。これはわからないでつくった案なんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 景観審議会は、景観条例ができて、景観のルールができてそれを運用する際に適切に運用されているのかどうなのかと、また新たな景観的な要素を盛り込むということであればそういったものがどうなのかということをは話し合う審議会になります。今の条例をつくる、またはルール化をするための作業的な委員会というのはまた違いますけれども、メンバー的には景観に造詣の深い方々とか、または地域でそういったことにかかわっていらっしゃる方々ということでございますので、メンバー構成的には基本的には委員会が発

展的になるというようなことになると思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 景観審議会は、景観条例もできないうちにこういうふうなものを調査して吟味してもらおうというやつなんですよ。この中間案ではそういうふうには言っているんですよ。だから、あいまいなのではないかと私言っているんですよ。都市計画審議会でも何だかわけがわからないうちに出して、都市計画審議会でも審議してもらったんだよと、今からどんどん変わっていくんだよと。このようなことなら都市計画審議会を開く必要はないのではないかと、私はそう思うわけであります。

そして町長、第1委員会でもいろいろ議論が出たわけでありますが、松島町景観計画検討委員会設置要綱を町長になってからつくったわけですよ。今度は景観審議会も出る、都市計画審議会にもかかる、それから観光審議会、観光にも一番最初に景観計画が出ているんですよ。そうすると、観光審議会にもかかる、それから観光振興計画策定委員会でも検討する。どれがどれだかわけがわかりません。最後に松島町総合計画審議会、町長は人数もふやして総合計画をするんだよと。そうするとこれにもかからなければならない。こういうことでしょうか、最終的に。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 審議会また委員会がいっぱいあるということについては、確かに多いかなと思いますけれども、これは宮城県にしても、また仙台市などにしても、おのこの分野でおのこの審議会なり委員会を設けていると、そして議題については当然おのこの違うということになります。景観については景観の委員会のほうでお話をさせていただいて、その中身の充実といいますか形成を図っていくと。それを、関係がありますから都市計画審議会なり長期総合計画の委員会なりにお諮りして、ご理解をいただくということになります。景観については景観の委員会のほうで決めると、基本的にはそういうことになっています。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、都市計画審議会とかほかの審議会は、出てきたのを「うん」と言えと、ということですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは都市計画審議会、それから長期総合計画の審議会なども、私も参加しておりますけれども、その中のお話でこういうふうにあったほうがいいと、例えば景観

であればこういうふうであったほうがいいという話が出ることはあるわけですね、長期総合計画の委員会などでも。ですから、そういったものは景観の委員会のほうにお話しして、その中に盛り込むというような形になります。ですから、お互いの委員会同士で全然反対のことを言っているというような構造ではありませんし、それでは話はまとまらないわけで、どこの例もそうですけれども景観のことについては景観のほうで考えて、都市計画審議会なりでそれを理解する、またはご意見があれば出してやるというようなことになりますので、矛盾はしないと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、都市計画審議会、ことし1回しか開かないんですよ。そこの中で、私ら意見を出すというのは都市計画審議会でなければ意見出せませんでしょう。待たすのですか、都市計画審議会は。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 都市計画審議会の機能、都市計画審議会では何を話すのかというのは、都市の交通体系なり土地利用体系、または場合によっては市街化調整区域、集約化区域の見直しとか、そういった議題があるわけでございますので、基本的には都市計画審議会はそういったお話をしていただくと。当然景観のお話の中で土地利用規制とか建物規制とか出てくるようなものであれば、それは都市計画審議会の中で都市計画の中にそれを入れるかどうかという議論はしていただきますけれども、今の段階では景観のほうで条例化なりなんんりの話にはまだ至っていないわけですから、今の大きな方針を都市計画審議会に説明すると。そのお話がこれから進んでいくわけですが、そういった中で建物の建築規制とか土地利用規制とかということであれば、それは都市計画審議会の中での議論になっていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、私は委員にさせてもらったんですが、景観計画案についてというのは土地利用の関係を説明するんですか、これで。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 中間案という形で出しますので、それを説明するわけです。それは土地利用の話にはなっていませんけれども、将来それが建物の建築規制とかの話になりますので、その辺を前もってご理解いただく、または景観についても都市計画審議会の方々には当然まちづくり、景観にお考えやご意見をお持ちであろうと思いますので、その場合にご意見をいた

だきながら、今度はまた景観の中身を詰めていくということになりますので、決まったものをそのまま認めるとか、意見を入れないとか、そういうことはありませんので、ぜひご意見をいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから町長、まだ何も出ないところで土地利用の関係を説明するんだといっても、何もないんでしょう。ないと言っているんだから。実際には中間案を私らもらって説明を受けたのには、相当入っているわけですよ。そうするとこれは全然参考にしなくて、ここで都市計画のことを言ってもわからないと思うんでありますが、ただほかの議員でなしに、おいでになったところでこの議論をしても始まらないと思ひましてこれを持ってきたんですが、今から都市計画審議会にも何回もかけると、土地が出てくれば土地のことでかけると、そのようなことで理解していいのかどうか。都市計画法16条にこういうふうなものがあって、都市計画審議会ではこういうふうなものを吟味するよと、このようになっているわけですが、だから都市計画審議会のほうのことは余り長く言いませんが、こういうふうなことなのに景観計画説明があると。それよりももっと大切なのは都市計画にはあったのではないかと、私思っているわけですよ。そして、屋上屋を重ねるようにこんなに6つも7つも審議会があって、どれが何だかわからない。今からつくる景観審議会が優先すると。そうすると、景観審議会で決まったのは皆ほかの審議会に出して、ただあなたら「うん」と言いなさいよと、こんな冊子になったよと、冊子になったからこのとおりですよと、このようなことでは審議会の意味がないのではないかと、私はそう思うわけですよ。だからお聞きしているわけですが、補正予算についての説明でありますから、それ以上は長く申し上げませんが、そんなことで、もう少し整理をして、そしてこのことについてはここに議論をゆだねるよと、このようなことがなければ審議会なんていうのは意味がないのではないかと私思っているわけです。総括でも一般質問でも言いましたが、いろいろなものがあってどれがどれだかわけがわからなくなっている。そして皆委員さんが違うわけです。私も喜んで委員になっているわけですが、本当に何を吟味したらいいかわけがわからないということなんです。だからその辺は町長、しっかり整理してもらって、係すらわからないのではないかと思います、こんなにあるの。さらに、都市計画のことばかり言うこの予算から外れるんですが、松島地区計画等の案の作成と位置づけに関する条例というのがあるんです、私のほうに。これ土地利用については最初に案を示して、そして告示をして縦覧をして、意見があれば述べよと、そしてその後そういうふうな審議会なんなりにかけていくという条例

を持っているんですよ。これすらわからないのではないかと、係がですよ。松島町地区計画等の案の作成手続に関する条例と、こういうのがあるんです。そして町長は地区計画の原案を提示して、そしてそれに意見を求めると、縦覧をしてから1週間以内に意見がある人は述べなさいと、このようになっているんです。それらは全然無視されていると思うんですよ、土地利用については。だからおかしくなるのではないかと。これでやめますが、こういうふうなことで何が何だかわけがわからなくなったのを出されて、がんじがらめになったやつを出されて、町長らはわかっているんだと思うんですが、私らは理解できない。うんとあり過ぎて。そういうふうなことで、この景観計画検討委員会に出すときは、そういうふうなものを整理して、そしてここにはこういうふうなことを検討してもらうんだよということにしてもらわないと、この予算も生きてこないのではないかと。特に景観計画検討委員会にはワークショップで出た意見をほとんど出さなければならないと思うんですよ、この人たちもかわっているんだと思いますから。そうすると、新しい計画が出てくると思うんです。これも意味がなくなってしまうと、このようなことになるのではないかなと思ひまして、質問しているわけでありまして。でもこれはこの辺にしておきます。とにかくはっきりしてください。

それから、4ページ、先ほど色川議員が聞いたわけでありまして、復興まちづくり拠点整備の設計、計画があるわけでありまして、陽徳院の前、あの辺の風景を考えて、これこそ景観と結びつけた町の方針が出ないうちにあの辺に2階建てだか、どの辺に建つのかわかりませんが、あの風景を壊してしまうのではないかと。私はあの辺の風景が今のところうんといいいのではないかという感じがしているわけですよ。それを壊してしまわないかと思って心配するわけです。それは大丈夫なんですか。出すんだから大丈夫だと言うんだと思うんですが、景観計画を考えてからそういうふうなものをされていいのではないかと思うわけでありまして、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） お説のとおりでございまして、あそこの場所に景観に配慮した建物を建てるということは必要なことだと思います。これから各地区でいろいろ建物デザインないしは工作物のデザインのガイドラインをつくっていくということにはなろうかと思いますけれども、少なくとも瑞巖寺周辺または隣接地等であれば、これは寺院建築を踏まえた形でのデザインということであればどなたにも納得していただけますし、また今後デザインの方向をやっていく上でも間違いがないと思います。ですから、そこの部分で景観計画なりガイドラインなりが条例化されなくても、十分景観に配慮したデザインでできると思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 景観に配慮したと言うけれども、どのような配慮をするのかが景観計画なんですよ、実際は。だから、色川議員も先ほど質問していたわけですが、海岸前にしても建物をつくってからデザインだの何だの協議すると、これは難しい。そして、1軒か2軒個々に話と。個々に話をしたのは話にならないんですよ。「ああそうですね、いいですね、私もそう考えます」で終わりなんです。だから、町に基本がなければならぬんです。それは景観の中間案、これを参考にして話をしなければ進まない話だと思うんです。皆ででき上がってしまうんですよ。町です仕事がないんです、景観条例をつくっても。50年や30年はそのまま建物は動かないわけですから、今建てる建物は。災害でなくなったやつは皆建てているんですよ。それが終わってから、この計画をつくったんだけど前にやればよかったなと言っても遅いんですよ。そうすると、町では何をするのかと、景観計画というのは何をするのかということになってくると思うんですよ。だから、そのようなのを十分考えて、これこそ景観の専門家なりなんなり、陽徳院の前につくるのも、あそこにつくったらどうなのかと、何か覆いかぶさってくるような感じ、今ならかなり広い感じであるわけですが、そこに建物が建つということになると圧迫感を感じたりするのではないかなと思いますし、この辺は十分考えてやっていただきたいと思います。

それから、これも先ほど色川議員が言ったのと余り重複しないようにしたいわけですが、瑞巖寺裏に土地の交渉はしているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 用地交渉はこれからでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） この予算を上げるときに、全く交渉しないところで人の土地をこうなんだよと、瑞巖寺さんがいいと言ったんだよと。土地の所有者は別なんでしょう。別な人に話もしないで、そして予算組みました、だめになったからやめますということにならないんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、計画自体、あくまでも調査測量設計なんですけれども、その段階をある程度踏みながら並行してということで、当然地権者に対する説明会は早い時期にやっていきたいということで、まずその説明会に臨む上でのイメージづくりからスタートするということでございます。その辺もこの業務の中で並行して進めていきたいと考えて

おります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私はちょっとわからないんですが、イメージで予算を組むわけですか。

前に、私のほうの無料駐車場がありますね、あそこのわきのくぼ地になっているところに畑や何かがあるわけですよ。あそこを開発したいということで企画に、古い話ですが申し入れをしているんですよ。今の駐車場のすぐ隣ですから。高台に岩を切ったところは区が売った土地ですから。そうすると、それと絡めてあそこも開発できないから何かすることがあったらというようなことを当時は言っているわけですよ。だからその辺を考えたらいいのではないかなと。こっちにおりてきて、色川議員が言ったように瑞巖寺さんも花火されたり何だしたら困るから管理をぎっちりやってもらわなければだめだというよりも、そういうふうなところなら逆に喜んで無料駐車場、その隣も無料駐車場といったら、連担性があるうんといいいのではないかと私思うわけですよ。そしてさらに、あそこを下までおりてきて埋め立てしてしまうと、まず。そうしたらおりてくるのに道路をつくらなければならない。当然上からの雨水も何も、今からどんどん鉄砲水、この間のように出てきたときに、その下が埋まってしまったらというようなことまで十分考えられているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、今回の駐車場、避難場所という位置づけになっていますけれども、そこへの取り付け道路がまだ今回の内示の中にとりあえず保留になってしまっていると。それで、復興庁に現地調査を依頼しまして、来週現地を見に来るということになっておりますけれども、そうした中でその取り付け道路の位置につきましても、まだはっきり確定しているわけではないと。そして東北本線と仙石線がございます、これについてもかなり内容的には濃い協議をこれからＪＲとやっていかなければならないということもありまして、全体の枠組みというのがこれからでございます。そして、なぜ今回復興庁がこれを先行して予算をつけたかということにつきましては、今回の復興事業、ある程度緊急性の高い避難場所の設置ということを復興庁に認めていただいたということがありますので、用地の確定が先行しなくてもということについては復興庁でも十分理解していただいておりますし、並行して進めて構わないということで認めていただいております。それらの計画の中での下流の雨水の問題も重要な問題だと思っておりますので、その辺もあわせてエリア内の中で例えば調整池も場合によってはつくらなければならないかもしれないと、そういった検討もしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、密度の濃い今から調整、J Rさんとしていくよりも、そんなに交渉する必要がない、あっちからおりてくればですよ。前にはボトルネック解消事業というのがあって、そして国も予算をつけたというところまで行ったんです、10何億円だか1億円だかの予算がついて。ただ、ものにならないでしまいました、そのときは道路を抜けると。道路というのは抜けなければ意味がないわけですよ、ふん詰まりになればですよ。そういうふうなことがあったから、あの辺は計画の区域に1回入ったことがあるんですよ。それがだめになってしまって、そのままになっているわけでありましたが、あっち側を開発したいと、三十刈の駐車場の隣を開発したいと言ったのができなかったんです。そういうところをしたら、両方連担性があるうんといいいのではないかと。効率的だし、効用としてもいいのではないかと思うわけでありましたが、それらは全く検討に値しなかったのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、なぜ瑞巖寺裏が適地だという検討に至ったかということなんですけれども、今回観光客がまず対象ということで、観光客が有事の際に何人ぐらいいるかという想定から始まったわけなんですけれども、年間360万人前後の観光客がいるということで、いろいろな計算式があったんですけれども、1万1,000人という想定をさせていただきました。その1万1,000人の方が60分以内に危険な区域から安全な区域に全員が移動できる距離、時間というものが検討事項として挙げられました。そうした中で、いろいろな場所を当初は設定して、先ほど尾口議員がおっしゃったところも当然検討の対象の1つには入ってございましたけれども、そういった意味で瑞巖寺裏が最適地だということで決定させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あそこを取られても、同じような時間、距離になりませんか。だからその辺は検討に値しなかったのかどうかと聞いているんです、私。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 先ほども言いましたけれども、検討の対象にはしていましたが、最適地が瑞巖寺裏ということでとりあえず位置づけさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 何ぼ言っても同じだと思いますので、次に行きます。

東浜の山の上、これは全くの民有地でしょう。これも全然話がなくて、この計画を立てるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 東浜の山の頂上なんですけれども、前に国交省のモデル事業、ウォーキングトレールの事業の社会実験ということで歩道整備をさせていただいたところなんです、今回の震災においても大部分の方があそこに避難したという実績がありまして、復興庁としてはその実績を最大限に勘案して、もし高台としてこの近辺で地形的なものから考慮すると一番の適地はここだろうということで、ヒアリングの中でも意見がありまして、町のほうとしても方向をあの東浜一带の一番の適所ということで位置づけをさせていただいたということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） パシフィックからあっち側に行くところは道路が今切れているわけでしょう。道路の位置はあると思うんですが、人の土地で町道の認定をしていると思うんですが、あそこは実際は道路になっていないでしょう、パシフィックからあっち側と、パシフィックの前側と。それらは将来的には買収して道路もつくるという計画なんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） パシフィックさんの前とか、ニュー小松さんの前もありますけれども、あそこは民地でありながら、一応評価としては道という評価で、たしか非課税扱いにしていたはずですので、通常の公衆用道路的な扱いで今まで利用してきたということもございます。今回避難場所ということですので、底地がどうのこうのということよりも、まずあの周辺の住民の皆さんの一番高台というのはあの場所しかないので、その場所をどうこれから生かしていくかという考え方での調査設計業務ということで、復興庁に認めていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ただ人のものを調査させてもらうんだと、このようなことですが、全く人のものですよ。人のものに「ここがいいから、皆避難したことあるからいいんだ」と、このようなことになるんですか。全くの民地に話をして、ある程度 of 了解をもらったら立ち入るということになるのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 国土交通省の社会実験のときもそうでしたけれど

も、あそこは特老施設もございますし、旅館、ホテルもあるということで、一番大事なものとしましてやはり避難場所というのは当然必要になってくるわけですので、その辺は誠意を持ってこちらでも調査をしていきながら、関係する周りの施設の皆さん方にはご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 避難場所が必要なのは私もわかるんですよ。必要なんだけど、その土地の所有者が了解しないのにあそこを避難場所が必要だから避難場所にするんだよと、このようなことはできないわけでしょう。人のものですから。所有権があるわけですから。みんな行ったからいいんだよと、このようなわけにはいかないと思うので、その辺はどうなんですかと聞いているわけです。避難場所を否定していません、私。避難場所が必要なのはそこだということであれば避難場所にいいと思うんでありますが、それはどうですかと聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに今回の震災で、あそこがいいということで町でも避難場所ということなんですけれども、当然そこを避難場所としてうちのほうで調査するとか測量をする際は、当然その所有者と話をして、その後に現場に入るとか、そういう流れで進みたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、計画を立てるときにはある程度仮でも何でも了解をもらって、そして計画を立てるということになれば、役場だから何でもいいというわけにはいかないわけですよ。相手があることです。だから、そのときにはそのような対応をしていないとおかしくなるわけですよ。今行政だから何でもできるというようなことではないわけですよ。そして、先ほども言いましたけれどもパシフィックからあっち側に行くところ、あそこは道路が切れているんですよ。そうすると、もし車で行くとなればあその民地を通らなければならない。今民地を通っているんですよ。私も行って見たんですが、そういうふうになっている。だからその辺も解決しないと困るのではないかなと。私執行するんでないからいいんですよ。あなたたちが執行して、だめなら何だ、あのとき言ったではないかと言えいいんですが、議会も一緒ですから、だから言っているんです、心配して。いいですか。そういうふうなことで、間違いのないようにしてほしいということでもあります。

それから、今度の予算の中にはパノラマハウスは全く入っていないんですね、そのよ

うに理解して。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回、きのうの説明の中で緊急性を求められるものについて第1回目の内示があったという説明をさせていただきました。一応申請はしていますけれども、今回は見送りになっているということでございます。ですから、再精査をして、時期を見て3月、6月、あとそれ以降にも申請受付期間があるということでございますので、そのタイミングを見てまた再提案に向けた努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、災害公営住宅整備調査測量設計業務委託があるわけですが、きのう質問であったんですが、低層のやつだと思っておりますが、都市計画法の用途地域の何はこの公営住宅も該当するんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 該当します。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、先ほど言ったようなところは余り高い建物は建てられないと。戸建てになるわけですか。何カ所かお話あったんですが、戸建てになるということではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今検討しているのは木造の平屋建ての戸建てということで、今現在そういうニーズが高いということがありますので、そういう方向で検討したいということです。ただ、場所によって土地の大きさとかによって平屋で建てられないといった部分で面積がとれないという部分については集合住宅とか、あるいは2階建てにするとか、そういった部分も考えなければならないということはあると思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これは提案になるのかどうかわかりませんが、今高城のまちでも2軒、3軒と建物を皆撤去しまして、あいている土地があるわけです。ほとんどあいている土地は今まで住んでいない人たちですから、処分してもいい人たちがかなりいるのではないかと思います。そうしますと、災害に遭った高齢者が遠いところだと日用品を買うのも大変だと、町方に戸建てがあれば、公営住宅でもつくったらかなり喜ぶのではないのかなと、そして町の、町長が言う商店街の振興にもなるのではないのかなと、このように思うわ

けですが、そのような考えはおありですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まさに今のようなお話を考えております。今、住宅ないし店舗がなくなって、空き地がふえておりますね。震災復興計画の中でもちょっと考えたんですけども、高城のまち、真っすぐな背骨の通りはありますが肋骨の通りがないということなので、その部分の避難路としてそういったものを活用できないかとか、また例えば道路でなくてもポケットパーク的なものはどうなのかとか、あとは場合によって二、三筆合わせられるような場合にはそこに何らかの住宅関係の施設とか、高齢者関係の施設というようなものがあるんじゃないかと思っております。これも先ほどお話に出ましたように所有者の方がいらっしゃるわけなので、その方のご意向とかもありますでしょうし、また国の交付金のおりょうというものもありますので、その辺もにらみながら、おっしゃられたように高城のまちの改造、そして新たな活性化というものを図っていくということについては努力していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そのようなものを十分考えながら、単に震災復興だから震災復興だけ考えるのではなしに、それと絡めて町の復興になればさらにいいなと思って今質問したわけがあります。

それから、手樽の前の施設、生活センターのところ、あそこに災害の拠点をつくとあるわけですが、実際に近くにあればそんなにいいことはないと思うんですが、今旧第三小学校も全部利用されていないという状況の中で、金もらうんだから皆するんだ、100%だからいいんだということでやっていいのかなと、こんな感じがしないでもないわけですが、今までですと旧第三小学校もあるので要らないというふうな考え方で来て、さあ国からもらうから、ただだからというふうなことでやっていいのかなと。最終的には私らの税金を食っているわけですから、復興交付金でも何でも、基金でも。そういうふうなことから行くとどうなのかなと思って質問しているわけですが、それらについては予算とってあとだめなら返すんだから、返すよりいいのではないかというふうな理論なのかどうか。その辺もお聞きしておきたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに旧第三小学校ということで、そこは使い手とかいろいろ、かぎのセットとか問題があって、そこは改善という方向で今進んでおります。今回、旧手樽生活

センターのところは、前と同じ大きさではなくて、あくまでも早川地区とか、今回の補助で採択になった一番の条件は津波ということもあるので、あそこを若干盛り土をして、近くの方々が利用できる大きさという考え方で整備をしたいと。旧三小のほうは当然手樽全体の中の集会所という形では考えておりますけれども、確かに旧三小のところも利用の仕方とかいろいろありますので、そこは検討の余地は十分にあるということなので、そこは今後も進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ここに予算をとってから言うのも何であります、磯崎なんか一番ひどいのではないかと。今になったら。高城もひどいんですが、高城はかなり考え方が進んでいっていると、このようなことになるわけでして、ゼロメートル地帯でありますから、磯崎は。在来土地は皆低いところにあるわけです。そうすると、そのようなところの復興を、それからこのような施設を考えなければならないのではないかと。第2弾、第3弾になってもいいと思うんですが、そのようなものも十分お考えいただいております、要らないようなところということはないんですが、早川は何軒あると思いますか。隣にあれば一番いいことはいいんです、どこでも。近いところがあればあるほどいいんです。これはどこでも同じなんです。けれども、少しぐらい我慢してもらって、そのようなのがあっていいのではないかなと。私ら手樽に行ったときも、あそこ何とかしてくれと言われたんですよ。議会報告会でも。そのようなこともありますので、磯崎も十分考えなければならないのではないかなと。私は高城の出身でありますので、磯崎のことは考えなくてもいいんだと思うんですが、議員でありますから松島町全部を考えたときに、そのようなものが必要であろうと思いますので、そのようなところも十分2次、3次で考えてほしいと申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第36号平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 37 号 平成 24 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第 6、議案第 37 号平成 24 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第 37 号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第 37 号平成 24 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第 7、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を、事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） それでは朗読します。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

平成 24 年第 1 回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成 24 年 6 月定例会。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより第 110 号」の発行に関する審査編集。平成 24 年 6 月定例会。

以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成24年第1回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時57分 閉 会